

徳島県過疎地域自立促進方針(素案)の概要

1 目的

この方針は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、定めるものであり、本県における、今後の過疎対策の方向を示すとともに、県及び市町村の過疎地域自立促進計画の指針となるものである。

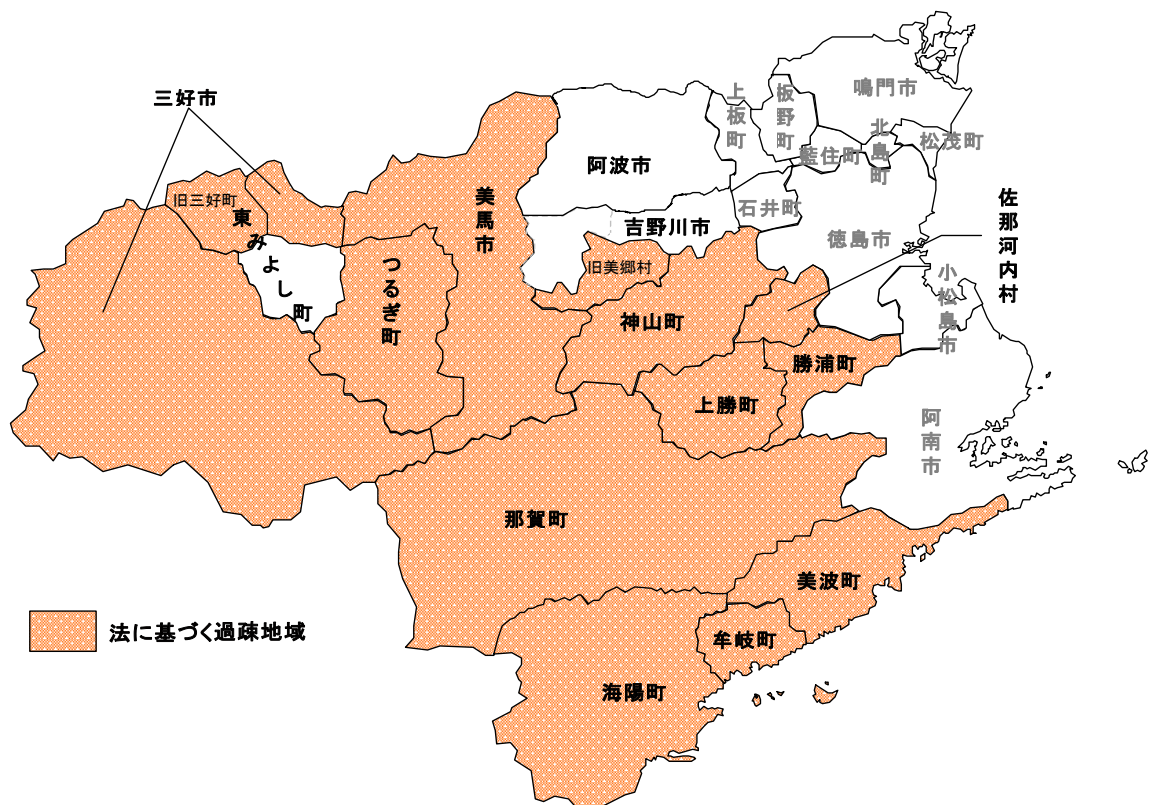
【過疎法】過疎地域自立促進方針と過疎地域自立促進計画との関係

都道府県	
過疎地域自立促進方針	過疎地域自立促進計画
<ul style="list-style-type: none"> ◆本県の過疎地域自立促進対策の大綱 ◆県及び市町村の過疎地域自立促進計画の指針 根拠: 過疎地域自立促進特別措置法第5条	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が過疎地域の市町村と協力して講じようとする措置の計画 根拠: 過疎地域自立促進特別措置法第7条
過疎地域市町村	
過疎地域自立促進計画	
<ul style="list-style-type: none"> ◆過疎地域市町村の総合的かつ計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画 ◆過疎地域自立促進特別措置法に基づく、財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用前提となるもの 根拠: 過疎地域自立促進特別措置法第6条(策定にあたっては、市町村議会の議決が必要)	

2 方針の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年

3 本県の過疎地域(13市町村)



4 基本的な事項

過疎地域の現状と課題

- ◆過疎地域から都市部への人口流出による人口減少
- ◆高齢化の進行と若年層の流出による少子高齢化
- ◆担い手不足による地場産業の低迷
- ◆財政基盤が脆弱
- ◆公共施設の整備面において、一定の成果が上がっているものの、依然として都市部との格差が存在
- ◆集落機能の低下、身近な交通手段の不足や医師の不足
- ◆地域の担い手不足による伝統や生活文化の喪失、森林の荒廃や耕作放棄地の増加

	過疎地域	非過疎地域
人口(千人)	128	657
高齢者比率(%)	37.3	24.7
若年者比率(%)	10.4	14.4
財政力指数	0.214	0.667

※人口、高齢者比率、若年者比率は、
H22年度国勢調査

※財政力指数は、H25年度決算

5 徳島県過疎地域自立促進方針の基本的な方向

今後の過疎対策の推進にあたっては、「地域における仕事づくり」、「新しい人の流れづくり」、「結婚・出産・子育ての環境づくり」、「活力ある暮らしやすい地域づくり」の4つを重点事項として、9つの施策体系を柱に、県・市町村が一体となって、総合的かつ計画的な対策を積極的に推進する。

さらに、県政運営方針である「新未来『創造』とくしま行動計画・行動計画編」の「7つの基本目標」の実現に向け、必要な生活基盤の整備はもとより、本県の魅力である「豊かな自然」をはじめとする「地域資源」や「農ある暮らし」などを活かしながら、地域の実情に応じた、ソフト対策を重点的に推進する。

(1) 4つの重点事項

- 1 地域における仕事づくり
- 2 新しい人の流れづくり
- 3 結婚・出産・子育ての環境づくり
- 4 活力ある暮らしやすい地域づくり

(2) 施策体系

- 1 産業の振興
- 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- 3 生活環境の整備
- 4 子育て支援の充実
- 5 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進
- 6 医療の確保
- 7 教育の振興
- 8 地域文化の振興等
- 9 集落の整備

6 施策の方針

(1) 産業の振興

過疎地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の育成やブランド化などを積極的に推進する。

また、地場産業の振興や企業誘致を図るとともに、地域の特性を活かした起業やコミュニティビジネス、テレワークや農工商連携・6次産業化を促進するほか、体験型観光や徳島ならではの観光資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

過疎地域の広域的交流を促進するため、道路網を整備するとともに、既存道路等の戦略的な維持管理・更新による長寿命化に努めるほか、バス路線など公共交通と生活交通の確保を図る。

また、過疎地域の情報通信基盤を整備し、高度情報化を促進するとともに、空き家等の既存ストックの有効活用を図り、都市住民との交流や移住を促進する。

(3) 生活環境の整備

過疎地域の生活環境の向上を図るため、水道施設や污水处理施設などの整備を進めるとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、自主防災組織など、地域防災力の強化を図る。

また、豊かな自然環境を守るため、森林の整備や耕作放棄地対策を推進するとともに、野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。

(4) 子育て支援の充実

核家族化や少子化が進行する中、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを生育てられるよう、保育所、放課後児童クラブ等の整備や、子育て支援サービスの充実などを図り、総合的な次世代育成支援対策を推進する。

(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

過疎地域では、人口減少とともに、高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスや施設サービス、生きがい対策の充実を図るとともに、高齢者の安全・安心対策を推進する。

(6) 医療の確保

全国的に医師不足が深刻化する中、へき地診療所への医師派遣や、へき地医療拠点病院による巡回診療などの支援活動の充実により、過疎地域の医療の確保を図る。

また、「遠隔医療・診断システム」などのICTを活用した医療情報ネットワークの整備や、救急医療機関との連携強化を図るとともに、糖尿病やがん予防などの疾病予防対策を推進する。

(7) 教育の振興

過疎地域では、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

(8) 地域文化の振興等

過疎地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用に努め、地域に根付いた伝統芸能などの伝承・振興を図るとともに、豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造や人材の育成を図る。

(9) 集落の整備

集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくため、住民が、安全で安心して日常生活を営むことができるよう、生活基盤の整備をはじめ、地域のコミュニティ活動や地域を支える人材の確保など、集落の整備や維持・活性化に向けた取組みを推進する。

徳島県過疎地域自立促進方針 施策体系

大 項 目	小 項 目
1 産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業の振興 (2) 地場産業の振興 (3) 企業の誘致対策 (4) 起業の促進棟 (5) コミュニティビジネスの促進 (6) テレワークの促進 (7) 農工商連携・6次産業化の推進 (8) 商業の振興 (9) 観光の振興 (10) バイオマス等の利用促進
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国・県道及び市町村道等の整備 (2) 農道・林道・漁港関連道の整備 (3) 公共交通の確保 (4) 自家用有償旅客運送による生活交通の確保 (5) 交通の安全と円滑化対策 (6) 地方港湾の整備 (7) 電気通信施設の整備 (8) 情報化の推進 (9) 地域間交流の促進
3 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 簡易水道, 污水处理施設等の整備 (2) 消防・救急体制の充実強化 (3) 地域防災力の強化 (4) 耕作放棄地対策 (5) 鳥獣被害対策
4 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援対策
5 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者福祉対策
6 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 無医地区対策 (2) 特定診療科に係る医療確保対策 (3) 疾病予防対策
7 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立小中学校の教育環境の整備 (2) 社会教育施設等の整備
8 地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域文化の環境整備 (2) 地域文化の継承と創造
9 集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 集落の維持・活性化

施策の方針**(1) 産業の振興****【基本方針】**

過疎地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の育成やブランド化などを積極的に推進する。

また、地場産業の振興や企業誘致を図るとともに、地域の特性を活かした起業やコミュニティビジネス、テレワークや農工商連携・6次産業化を促進するほか、体験型観光や徳島ならではの観光資源を活かした魅力あふれる観光地づくりを推進する。

【主な施策】**◆農林水産業の振興**

集落営農組織や農村地域を支える女性農業者など地域特性に応じた担い手の育成、主伐を中心とした県産材の増産や加工・流通施設の整備のほか海外への販路拡大、種苗生産・放流による栽培漁業の推進、新たな養殖品目の導入 など

◆地場産業の振興

公設試験研究機関等の指導、新製品の開発、人材育成、販路開拓 など

◆企業の誘致対策

雇用の場の確保及び所得水準向上を図るための新たな企業の立地やICT企業などのサテライトオフィス等の事業所開設、企業誘致優遇制度の活用 など

◆起業の促進等

総合的な支援体制による起業家支援事業（融資、セミナー・研修、マッチングフェア） など

◆コミュニティビジネスの促進

地域の活性化につながるコミュニティビジネスの促進

◆テレワークの促進

テレワークの促進のための環境整備、テレワーカーの育成 など

◆農工商連携・6次産業化の推進

農林水産業と商工業等の連携支援、6次産業化による技術開発・新商品開発や販路開拓等の支援 など

◆商業の振興

商工会等への支援、新規創業支援、商品開発支援、買物弱者対策、空き店舗や物産・商品等の情報発信 など

◆観光の振興

各圏域の豊かな地域資源を活かした体験型観光の推進、地域の観光資源を活かした魅力ある観光地づくり など

◆バイオマス等の利用促進

未利用木質資源の有効活用、太陽光・水力・風力などの地域資源を活かしたクリーンエネルギーの地産地消の促進 など

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

【基本方針】

過疎地域の広域的交流を促進するため、道路網を整備するとともに、既存道路等の戦略的な維持管理・更新による長寿命化に努めるほか、バス路線など公共交通と生活交通の確保を図る。
また、過疎地域の情報通信基盤を整備し、高度情報化を促進するとともに、空き家等の既存ストックの有効活用を図り、都市住民との交流や移住を促進する。

【主な施策】

- ◆国・県道及び市町村道並びに農道・林道・漁港関連道の整備
幹線道路ネットワークの整備、四国横断自動車道や阿南安芸自動車道の整備促進、既存道路の戦略的な長寿命化の推進、農道・林道・漁港関連道の計画的な整備 など
- ◆公共交通の確保・自家用有償旅客運送による生活交通の確保
路線バス、鉄道、離島航路の公共交通の維持・確保対策の推進、過疎地域の実情に応じた生活交通の維持・確保対策の推進 など
- ◆交通の安全と円滑化対策
安全かつ快適な道路環境の確保、各種交通安全対策の推進
- ◆地方港湾の整備
適切な維持管理による長寿命化や地域の物流等の拠点としての機能の充実
- ◆電気通信施設の整備
携帯電話不感エリアの解消、総合情報通信システムの維持 など
- ◆情報化の推進
ICTを活用した行政サービスの推進、「徳島県公衆無線LANサービス」の周知・利活用の推進、「災害時情報共有システム」や地域SNS等の活用した取組みの推進 など
- ◆地域間交流の促進
都市住民との連携・交流の推進、「とくしま移住交流促進センター」や「移住コンシェルジュ」を活用した移住の促進、空き家や廃校舎等の既存ストックを活用した移住交流施設の整備促進 など

(3) 生活環境の整備

【基本方針】

過疎地域の生活環境の向上を図るため、水道施設や污水处理施設などの整備を進めるとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、自主防災組織など、地域防災力の強化を図る。
また、豊かな自然環境を守るため、森林の整備や耕作放棄地対策を推進するとともに、野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。

【主な施策】

- ◆簡易水道、污水处理施設等の整備
水道設備の普及向上、廃棄物やし尿の処理施設の設置、公共下水道・集落排水施設・浄化槽等污水处理施設等の計画的・効率的な整備推進 など
- ◆消防・救急体制の充実強化
消防体制の整備・充実、消防施設・設備の整備や救急体制の整備・充実の推進 など
- ◆地域防災力の強化
自主防災組織の充実強化、孤立化対策の推進
- ◆耕作放棄地対策
農地中間管理機構の活用、多様な担い手による農地集積の促進、農業関係団体等との連携強化
- ◆鳥獣被害対策
野生鳥獣の有効利用の促進、鳥獣被害情報システムによる農作物等の被害軽減対策の推進 など

(4) 子育て支援の充実

【基本方針】

核家族化や少子化が進行する中、若い世代が結婚・出産・子育てを望み、安心して子どもを産み育てられるよう、保育所、放課後児童クラブ等の整備や、子育て支援サービスの充実などを図り、総合的な次世代育成支援対策を推進する。

【主な施策】

◆子育て支援対策

きめ細やかな保育サービスの充実、放課後児童クラブ等の計画的な整備、認定こども園制度の有効活用、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた子育て支援の推進 など

(5) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

【基本方針】

過疎地域では、人口減少とともに、高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスや施設サービス、生きがい対策の充実を図るとともに、高齢者の安全・安心対策を推進する。

【主な施策】

◆高齢者福祉対策

在宅サービスの基盤整備、介護支援専門員や介護福祉士などの在宅サービスを担う人材の育成・確保、介護保険施設の整備促進、生きがい対策の充実、高齢者の見守り活動の充実・強化、認知症サポーターの養成や相談・支援体制の充実 など

(6) 医療の確保

【基本方針】

全国的に医師不足が深刻化する中、へき地診療所への医師派遣や、へき地医療拠点病院による巡回診療などの支援活動の充実により、過疎地域の医療の確保を図る。

また、「遠隔医療・診断システム」などのICTを活用した医療情報ネットワークの整備や、救急医療機関との連携強化を図るとともに、糖尿病やがん予防などの疾病予防対策を推進する。

【主な施策】

◆無医地区対策

へき地診療所・へき地医療拠点病院の充実、地域医療支援機構の充実・強化やへき地勤務医等の確保・定着、ICTを活用した医療機関の情報ネットワーク体制の整備 など

◆特定診療科に係る医療確保対策

慢性疾患による長期療養、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科など地域のニーズに応じた医療の確保

◆疾病予防対策

がんや糖尿病などの生活習慣病対策の推進

(7) 教育の振興

【基本方針】

過疎地域では、児童生徒の減少に伴う小規模校化が進む中、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくり推進する。

【主な施策】

◆公立小中学校の教育環境の整備

校舎等の耐震化の推進、学校安全体制の整備、地域の特性を活かした新たな教育モデル（チェーンスクール、パッケージスクール）の普及 など

◆社会教育施設等の整備

集会施設、公民館、図書館等の社会教育施設や体育施設の機能充実

(8) 地域文化の振興等

【基本方針】

過疎地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用に努め、地域に根付いた伝統芸能などの伝承・振興を図るとともに、豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造や人材の育成を図る。

【主な施策】

◆地域文化の環境整備

公民館など既存ストックの有効活用、伝統芸能の伝承施設や文化施設の整備、身近な場所での文化鑑賞や体験する機会の充実

◆地域文化の伝承と創造

豊かな地域資源を活かした新たな地域文化の創造、文化を支える人材の育成、地域文化の伝承・普及

(9) 集落の整備

【基本方針】

集落を維持し、若者等の定住人口の増加や地域への移住を図っていくため、住民が、安全で安心して日常生活を営むことができるよう、生活基盤の整備をはじめ、地域のコミュニティ活動や地域を支える人材の確保など、集落の整備や維持・活性化に向けた取組みを推進する。

【主な施策】

◆集落の維持・活性化

公共施設などの有効活用促進、地域コミュニティ等が行う自主的・自発的活動の支援、「地域おこし協力隊」や「集落支援員」の活用促進 など